

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和7年10月7日（令和7年（行情）諮詢第1151号ないし同第1155号）

答申日：令和7年12月24日（令和7年度（行情）答申第760号ないし同第764号）

事件名：陸幕だより（第598号）等の一部開示決定に関する件

陸幕だより（第600号）の開示決定に関する件（文書の特定）

陸幕だより（第601号）の一部開示決定に関する件

陸幕だより（第602号）の一部開示決定に関する件

陸幕だより（第603号）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書5」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる6文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書6」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、本件対象文書2及び本件対象文書3につき、開示し、本件対象文書1及び本件対象文書4ないし本件対象文書6につき、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和2年10月21日付け防官文第16491号、同年11月30日付け同第18786号、同年12月25日付け同第20653号、令和3年1月28日付け同第1121号及び同年3月1日付け同第2989号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分5」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書1（原処分1）

アないしオ（略）

カ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

キ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認ができないので、文書の特定に漏れがないか、確認を求める。

ク (略)

(2) 審査請求書2 (原処分2)

アないしオ (略)

カ 上記(1) キと同じ

キ (略)

(3) 審査請求書3 (原処分3)

アないしオ (略)

カ 上記(1) カと同じ

キ及びク (略)

(4) 審査請求書4 (原処分4)

アないしオ (略)

カ 上記(1) カと同じ

キ及びク (略)

(5) 審査請求書5 (原処分5)

アないしオ (略)

カ 上記(1) カと同じ

キ (略)

ク 上記(1) キと同じ

ケ (略)

第3 質問の説明の要旨

1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、令和2年11月30日付け防官文第18786号により、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分2)を行い、同年10月21日付け同第16491号、同年12月25日付け同第20653号、令和3年1月28日付け防官文1121号及び同年3月1日付け同第2989号により、法5条1号に該当する部分を不開示とする各一部開示決定処分(原処分1及び原処分3ないし原処分5)を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件各審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への質問を行うまでに約4年6か月ないし約4年10か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大

幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書1及び本件対象文書4ないし本件対象文書6のそれぞれの3枚目の写真の顔部分（法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、原処分1及び原処分3ないし原処分5について、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、本件対象文書1及び本件対象文書4ないし本件対象文書6の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、それぞれの一部が同条1号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、原処分1、原処分2及び原処分5について、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書1ないし本件対象文書3及び本件対象文書6のほかに各開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和7年10月7日 諒問の受理（令和7年（行情）諒問第1151号ないし同第1155号）
- ② 同日 諒問序から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月23日 審議（同上）
- ④ 同年12月18日 令和7年（行情）諒問第1151号ないし同第1155号の併合、本件対象文書1及び本件対象文書4ないし本件対象文書6の見分並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、本件対象文書2及び本件対象文書3を全部開示し、本件対象文書1及び本件対象文書4ないし本件対象文書6の一部を法5条1号に該当するとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分1（本件対象文書1及び本件対象文書2を特定）、原処分2（本件対象文書3を特定）及び原処分5（本件対象文書6を特定）につき文書の追加特定並びに原処分1及び原処分3ないし原処分5につき不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、原処分1、原処分2及び原処分5における文書の特定の妥当性、並びに、本件対象文書1及び本件対象文書4ないし本件対象文書6の見分結果を踏まえ、これらの文書の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書1ないし本件対象文書3及び本件対象文書6の特定の妥当性について

（1）本件対象文書1ないし本件対象文書3及び本件対象文書6の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書1、本件請求文書2及び本件請求文書5の各開示請求については、いずれも「陸幕だより」の開示を求めている点で共通しており、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の2のとおり本件対象文書1ないし本件対象文書3及び本件対象文書6を特定した。

イ 原処分1、原処分2及び原処分5についての各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書1ないし本件対象文書3及び本件対象文書6の外に本件請求文書1、本件請求文書2及び本件請求文書5に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

（2）これを検討するに、上記（1）アの対象文書の特定方法に問題はなく、上記（1）イの探索状況を踏まえると、本件対象文書1ないし本件対象文書3及び本件対象文書6の外に本件請求文書1、本件請求文書2及び本件請求文書5に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（1）の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書1、本件請求文書2及び本件請求文書5に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書1ないし本件対象文書3及び本件対象文書6の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書1ないし本件対象文書3及び本件対象文書6を特定したことは妥当である。

3 本件対象文書1及び本件対象文書4ないし本件対象文書6の不開示部分の不開示情報該当性について

当該不開示部分は、自衛隊員の写真の顔部分であると認められ、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無について諮詢庁に確認させたところ、諮詢庁から、自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。そうすると、当該不開示部分は、いずれも法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該不開示部分は、それぞれ個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、本件対象文書2及び本件対象文書3につき、開示し、本件対象文書1及び本件対象文書4ないし本件対象文書6につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした各決定については、本件請求文書1、本件請求文書2及び本件請求文書5につき、防衛省において、本件対象文書1ないし本件対象文書3及び本件対象文書6の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書1ないし本件対象文書3及び本件対象文書6を特定したことは妥当であり、本件対象文書1及び本件対象文書4ないし本件対象文書6につき不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 『陸幕だより』2020年5～8月発行分（諮問第1151号）
- (2) 『陸幕だより』2020年9月発行分（諮問第1152号）
- (3) 『陸幕だより』2020年10月発行分（諮問第1153号）
- (4) 『陸幕だより』2020年11月発行分（諮問第1154号）
- (5) 『陸幕だより』2020年12月発行分（諮問第1155号）

2 本件対象文書（上記1（1）ないし（5）の対象として下記（1）ないし

（5）に掲げる文書をそれぞれ特定）

- (1) 第598号（令和2年6月26日）陸幕だより（本件対象文書1）
第599号（令和2年8月6日）陸幕だより（本件対象文書2）
- (2) 第600号（令和2年9月11日）陸幕だより（本件対象文書3）
- (3) 第601号（令和2年10月9日）陸幕だより（本件対象文書4）
- (4) 第602号（令和2年11月27日）陸幕だより（本件対象文書5）
- (5) 第603号（令和2年12月14日）陸幕だより（本件対象文書6）